

第17号の2様式（第54条の2関係）

### 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年7月28日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市槇島町十一の161	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） コーデンシ株式会社 代表取締役 三好 文博

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	50台	0台	0台	50台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	16台	0台	0台	16台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7.5kw以下の機器：3ヵ月に1回、外観・異音等の自主点検。</li> <li>・7.5kw以上50kw以下の機器：3年に1回、有資格者による点検。</li> <li>・50kw以上の機器：1年に1回、有資格者による点検。</li> </ul>							
	廃 棄 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格業者による冷媒ガス回収及び破壊。</li> </ul>							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7.5kw以下の機器：3ヵ月に1回、外観・異音等の自主点検。</li> <li>・7.5kw以上50kw以下の機器：3年に1回、有資格者による点検。</li> <li>・50kw以上の機器：1年に1回、有資格者による点検。</li> </ul>							
	廃 棄 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格業者による冷媒ガス回収及び破壊。</li> </ul>							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	老朽化機器更新時に対応。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。